

うるま市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動推進に関する法律第9条第2項に基づく本市における子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定を円滑にするため、うるま市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、子どもの読書活動に関する調査及び研究を行い、計画を策定し、教育長へ提出する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 教育部生涯学習振興課長
- (2) 教育部中央図書館長
- (3) 教育部中央図書館奉仕係長
- (4) 指導部指導課長もしくは主幹
- (5) 市民部健康支援課長
- (6) 福祉部児童家庭課長
- (7) 福祉部保育課長
- (8) 幼稚園教諭代表
- (9) 小学校図書館司書代表
- (10) 中学校図書館司書代表
- (11) 学識経験者
- (12) 子どもの読書活動関係者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員会の会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(作業部会)

第5条 委員が必要と認めるときは、委員会に作業部会をおくことができる。

2 作業部会は、委員の下に所属する関係職員及び委員長が特に必要と認めた職員をもって充てる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、計画の策定に関し、必要に応じ、広く意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会教育部生涯学習振興課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。